

標準処理期間の設定について

宇検村農業委員会は農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	30 日

【宇検村農業委員会総会の報告】

標準処理期間の設定について

行政手続法第6条において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされている。

このため、農地法に係る標準事務処理期間を以下のとおり設定いたしましたので報告いたします。

根 拠 法 令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	30 日

下限面積（別段の面積）の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）農地法施行規則第20条第1項の適用について

方針 現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。

理由 2010農林業センサスで、管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の6割を超えているため。